

## 「会費及び入会金に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 25 日

(下線部分変更)

新	旧
(目的)	(目的)
<b>第1条</b> この規則は、定款第13条に規定する正会員、電子募集会員及び後援会員の会費並びに定款第21条に規定する正会員及び電子募集会員の入会金及び定款21条の2に規定する納付金について、その計算方法、納入方法等に関する必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。	<b>第1条</b> この規則は、定款第13条に規定する正会員、電子募集会員、 <u>賛助会員</u> 及び後援会員の会費並びに定款第21条に規定する正会員及び電子募集会員の入会金及び定款21条の2に規定する納付金について、その計算方法、納入方法等に関する必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。
(会費の金額)	(会費の金額)
<b>第2条</b> ( 現行どおり )	<b>第2条</b> ( 省略 )
<b>2・3</b> ( 現行どおり )	<b>2・3</b> ( 省略 )
4 後援会員は、会費として1事業年度当たり20万円を納入しなければならない。	4 <u>賛助会員及び</u> 後援会員は、会費として1事業年度当たり20万円を納入しなければならない。
<u>(削る)</u>	
(会費の納入方法等)	(会費の納入方法等)
<b>第3条</b> 正会員、電子募集会員及び後援会員は、本協会からの請求に基づき、1事業年度当たりの会費を納入するものとする。	<b>第3条</b> 賛助会員が、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対し苦情・あっせん業務に関する個別利用登録を行う場合には、前条第4項の金額から10万円を減額することとする。
2 正会員、電子募集会員及び後援会員は、原則として、各事業年度の4月25日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。	2 正会員、電子募集会員、 <u>賛助会員</u> 及び後援会員は、原則として、各事業年度の4月25日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。
(新規入会時における会費の取扱い)	(新規入会時における会費の取扱い)
<b>第4条</b> ( 現行どおり )	<b>第5条</b> ( 省略 )
2 新規に入会する後援会員の会費の取扱い	2 新規に入会する <u>賛助会員及び</u> 後援会員の

新	旧
<p>は、次のとおりとする。</p> <p>1 新規に入会する後援会員は、当該入会の日の属する月分から会費を納入しなければならない。</p> <p>2・3 ( 現行どおり )</p> <p><u>第5条～第11条</u> ( 現行どおり )</p> <p>付 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>会費の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>1 新規に入会する<u>賛助会員及び</u>後援会員は、当該入会の日の属する月分から会費を納入しなければならない。</p> <p>2・3 ( 省 略 )</p> <p><u>第6条～第12条</u> ( 省 略 )</p>